

労働保険適用徴収業務の業務・システムの見直し方針

2005年（平成17年）6月21日
厚生労働省情報政策会議決定

「電子政府構築計画」（2003年（平成15年）7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）に基づき、下記のとおり、労働保険適用徴収業務の業務・システムの見直し方針を定める。

厚生労働省は、本見直し方針に沿って、労働保険適用徴収業務の業務・システムについて、必要な見直しを行い、その最適化に取り組むこととする。

第1 対象範囲

労働保険適用徴収業務は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（労働保険徴収法）に基づき、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関する業務を行っている。

本方針が対象とする業務・システムは、上記労働保険適用徴収業務及び当該業務を支援する労働保険適用徴収システムとする。

また、労働保険料の収納については、日本銀行代理店（歳入代理店）としての金融機関の窓口にて行っていることが多いことから、金融機関における労働保険料徴収業務についても、本方針の対象範囲とする。

第2 最適化の基本理念

労働保険適用徴収業務・システムの最適化に当たっては、①国民・企業等の負担の軽減等によるサービスの向上、②IT（情報通信技術）を活用した業務の合理化・効率化、③ITの進展に応じた情報システムの効率的・合理的な整備・運用による経費削減、④安全性・信頼性の確保を基本理念とする。

なお、社会保険との徴収事務の一元化にも的確に対応する。

第3 現状及び課題等

1 業務・システムの現状

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、原則として労働者を使用するすべての事業を適用対象としている。このため、適用事業場数は約300万件に上っている。

労働保険適用徴収業務においては、労働保険料の申告や納付に係る事務や労働保険料の収納に係る事務等のために大量のデータを処理しており、特に毎年4月1日から5月20日までを労働保険料の概算・確定保険料の申告期間としていることから、この期間に毎年約170万件の申告書が提出されている。

このため、1972年（昭和47年）から労働保険適用徴収システムを運用し、現在は、本省、各都道府県労働局、全国の労働基準監督署及び公共職業安定所等においてこのシステムを利用して業務を実施している。サブシステムとして、電子申請の受付・審査等を行う電子申請システムを、労働保険適用徴収システム単独で保有している。

労働保険適用徴収システムは、本省に設置された汎用電子計算機と、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所等（出張所等を含み、全国で約1200箇所）に設置された端末設備間のデータの授受を通信制御用の汎用電子計算機（FEP）によって行っている。

ネットワークを含むこの通信制御用の汎用電子計算機から端末設備までを、株式会社NTTデータとのデータ通信サービス契約により利用している。ネットワークは、労災保険の給付等を行うためのシステムである「労災行政情報管理システム」と雇用保険の給付等を行う「雇用保険トータル・システム」と共用で、フレームリレー方式の回線を使用している。

2 業務・システムにおける課題

（1）業務における課題

① サービス上の課題

労働保険適用徴収関係手続において、事業主等が労働基準監督署と公共職業安定所との双方に出向く必要があり、事業主等の利便性の面から問題がある。

② 債権管理の課題

複数の事業場を有する事業主について、債権を合算した管理がされていないことや、労働保険事務を労働保険事務組合に委託している個々の事業場の管理がシステム化されていないことから、滞納整理等の事務処

理が煩雑である。

③ 継続一括事業の課題

事業主及び事業の種類が同一である複数の事業の保険関係を認可により一括する「継続一括事業」について、一括事業場の都道府県を越える所在地変更の際に、再度認可が必要になる等手続きが煩雑であり、事業主及び行政双方において負担となっている。

④ 年度更新業務の課題

大量の申告書の受理・審査及び労働保険適用徴収システムに入力するという一連の業務の処理に長期間を要している。

また、金融機関における労働保険料徴収業務において、申告書を都道府県労働局に回送する業務が発生しており、金融機関における事務処理コストの面から改善が求められている。

⑤ 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化

社会保険と労働保険の徴収事務の一元化について、更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務を検討し、逐次実現を図ることが求められている。

(2) システムにおける課題

労働保険適用徴収システムは、事業主等の債権等の大量データの管理・運営を行うとともに、保険料の収納等に直結したシステムであることから、一定水準の「安全性・信頼性の確保」を前提としたシステムである必要がある。

① システム構成の課題

労働保険適用徴収システムにおいては、本省に設置された汎用電子計算機と都道府県労働局に設置されたサーバーが、端末機からの情報を受けて各々に更新される構成となっていることから、まれにデータのずれ等が生じることがある。

また、システムの修正が必要となった場合も二重の投資が必要となっている。

さらに、このサーバーは、都道府県労働局統合前のシステムとなっているため、端末制御用サーバーと徴収業務用のサーバーが都道府県労働局ごとにそれぞれ2台（旧労働基準局用と旧県（雇用保険所管課）用）

設置されている。

② 電子申請システムの課題

サブシステムである電子申請システムについては、総務省が中心となって推進するe-Gov（電子政府の総合窓口）へ統合することが、電子政府構築計画において決定されている。

なお、現在の電子申請システムでは、本省に電子申請中央設備が設置されている他、都道府県労働局に電子申請用サーバーが設置されている。

③ システムの稼働時間の課題

検索等の機能が業務時間よりも早く使用不能となることから、業務時間内であるにもかかわらず事業主からの問い合わせに対応できない場合がある。

④ ネットワークの課題

本省と都道府県労働局等とを結ぶネットワークについては、現在の労働保険ネットワーク以外にも複数存在し、また、業務処理用端末についても業務別に端末が複数配置されている。

⑤ システムの安全性・信頼性の課題

情報管理について十分な対策が取られていない。（情報技術の高度化に伴い行政側職員の教育・訓練の不足、ベンダー等の委託先が行う作業の監理や監視体制等）

また、非常時、災害時におけるバックアップの体制の設定、緊急時における運用体制マニュアルについて、十分な整備がされていない。

(3) 調達方式等の課題

① ソフトウェアの著作権等の課題

ソフトウェアの著作権がベンダーの単独所有又はベンダーと厚生労働省との共有となっていることから、他のベンダーへの発注が行えず、高い見積もりであっても受け入れざるを得ない状況にある。

② データ通信サービス契約の課題

データ通信サービス契約については、昨年度実施した刷新可能性調査において、サービスレベルとその価格に関する説明資料が提示されていない等の問題が指摘されている。

第4 見直し方針

「電子政府構築計画」、「第2 最適化の基本理念」、「第3 現状及び課題等」及び「刷新可能性調査と調査結果に対する各府省情報化統括責任者（CIO）補佐官等連絡会議の助言等」を踏まえ、以下の観点から業務・システムについて、必要な見直しを行うものとする。

（1）業務の見直し方針

① サービスの向上

労働保険の適用徴収に関する手続において、窓口のワンストップ化を含めたサービス向上の観点から業務のあり方を検討する。

② 総合的な債権管理

複数の事業場を有する事業主についての債権総額の管理、事業主ごとの滞納整理の事跡や還付履歴の把握及び労働保険事務組合に事務を委託している事業場ごとの債権管理等債権に関する総合的な管理を行うための検討を行う。

③ 継続一括事業の総合的管理等

継続事業の一括処理について、その名称所在地の変更時等に事業主及び行政の事務の負担が減少するよう、保険関係の成立単位のあり方を含め検討を行う。

④ 年度更新業務の合理化

申告書の審査事務のシステム化等による審査事務の迅速化・システム入力事務の簡素化等を投資対効果も踏まえ検討する。また、金融機関から都道府県労働局に対して申告書を回送する事務等、金融機関における事務を効率化するための検討を行う。

⑤ 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化

社会保険・労働保険徴収事務センターで実施する滞納整理や算定基礎調査（事業所基礎調査）の業務について、的確に実施するとともに、更に一元化可能な事務についても検討する。

（2）システムの見直し方針

① システムのオープン化

現在のシステムは昭和47年の機械処理開始以来、制度改正等に

より都度修正を行ってきたレガシーシステムであるが、昨年度実施した刷新可能性調査において、利用者（事業主等）等の利便性を下げずに刷新が可能であり、コスト的にも大幅な改善を図ることが可能とされていることから、第3 2 (2)の課題に配慮しつつ、システムの再構築によるオープン化の手法の検討を行う。

なお、再構築にあたっては、業務処理過程を標準化された手法を用いて体系的に整理をし、(1)の業務の見直し等の検討を行った上で、新たなシステムの構築を行い、システム調達コストを削減する。

また、汎用パッケージについては、その利用によりコスト削減が可能であれば積極的に採用を検討する。

② 電子申請システムの見直し

電子申請のシステムについては、総務省が中心となって策定する電子申請等受付業務・システムの最適化計画との整合性等に配慮しつつ、e-Gov（電子政府の総合窓口）に設置される総合受付システムに統合する方法を検討する。

なお、e-Govへの統合にともない、電子申請受付後の業務処理システムについて、窓口システム等と連携し、再構築を行い、投資対効果の高いシステムとすることを検討する。

③ システムの運用時間の見直し

システム処理の実行スケジュールの見直し等を含め、オンライン処理時間の見直しを検討する。

④ システム間の連携

安全性等を十分配慮した上で、厚生労働省ネットワーク（共通システム）の最適化の動向を配慮しつつ、ネットワークの統合や端末、プリンタ等の資源の共有化による重複投資の排除を検討する。

また、労働基準局内のシステム間の連携はもとより、職業安定局の雇用保険トータル・システム、総合的雇用情報システム等、厚生労働省内の他のシステムとの連携について、十分に検討を行い、一層の効率化・合理化により経費の節減を図る。

⑤ システムの安全性・信頼性の向上

情報管理について、セキュリティ実施基準や運用マニュアルの整備を行った上で、本人認証、アクセス記録の採取等の検討を行う。

また、非常時・災害時におけるバックアップ体制の設定、緊急時における運用マニュアル等の整備について検討を行い、安全性・信頼性の向上を図る。

(3) 調達方式等の見直し方針

① 調達方式（契約方式）の見直し

調達は原則として競争入札とするものとし、アンバンドル化について検討を行う。

また、調達側において、CIO補佐官を積極的に活用するとともに、これらを主体的に実行できるための体制の整備や人材の確保等を早急に行うことを検討する。

② 著作権等の知的所有権の取得等

プログラム改変等の際には、その後の競争入札等が可能となるよう、著作権等の知的所有権のあり方について検討する。

③ 国庫債務負担行為の活用

システム開発等の調達に際しては、国庫債務負担行為の有効活用を検討する。

④ データ通信サービスの契約の見直し

データ通信サービス契約については、契約の解除に伴う解除金について、その妥当性を検証した上で電気通信事業者に支払い、契約を解除することについて検討する。

(4) その他

上記の他、「業務・システム最適化計画指針（ガイドライン）第4版」（平成17年2月2日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議事務局)の別添3「業務・システムの最適化に係る共通見直し指針」を踏まえ、利用者（事業主等）や職員の利便性及び投資対効果等を考慮し、必要な業務・システムの見直しを行う。

第5 最適化計画の策定

本見直し方針及び電子申請等受付業務・システムの最適化計画や厚生労働省ネットワーク（共通システム）の最適化計画等の府省共通業務・システムの最適化計画を踏まえ、厚生労働省情報政策会議の下、「業務・システム最適化計

画策定指針（ガイドライン）第4版」（平成17年2月2日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議事務局）に沿って、厚生労働省は、2005年度（平成17年度）末までのできる限り早期に、労働保険適用徴収業務・システムの最適化計画を策定する。